

青森県報

号外第四十七号

平成二十七年
五月二十二日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
 条例及び青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
 関する法律施行条例の一部を改正する条例……………
 青森県税条例の一部を改正する条例……………
 青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例……………

(自然保護課) …… 二
 (税 務 課) …… 三
 (議会事務局) …… 四

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第十一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、
「鳥獣保護法施行規則」を「鳥獣保護管理法施行規則」に改め、同条第十二号及び第十三号中「鳥獣保護法施行規則」を「鳥獣保護管理法施行規則」に改める。

(青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成二十四年三月青森県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十二日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十八号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「次条」を「次項」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次項）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条）」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受

けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第二百十五条の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

附則第十四条の二第一項中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、「第二条第五項」を「第二条第九項」に改め、同条第二項中「（鳥獣保護法）」を「（鳥獣保護管理法）」に、「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に規定する従事者をいう」を「に規定する従事者」とい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」に、「鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者証」を「従事者証」に、「受けた鳥獣保護法第九条第八項（鳥獣被害防止特措法）を「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）」に改め、「規定する者」の下に「（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。
- 2 改正後の青森県税条例附則第十四条第二項の規定は、平成二十七年五月二十九日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

平成二十七年五月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

平成二十七年六月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における青森県議会の議員の議員報酬月額、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条例別表第一に定める議員報酬月額から当該議員報酬月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の規定による期末手当の額の算出の基礎となる青森県議会の議員の議員報酬月額は、同表に定める議員報酬月額とする。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭